参考　3

北海道自転車活用等推進連携会議設置要綱

（目的）

第１条　北海道自転車条例（平成 30 年北海道条例第 42 号）に基づく自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を、関係機関及び団体と緊密な連携を図りながら効果的に推進するため、「北海道自転車活用等推進連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　連携会議の検討事項は、次のとおりとする。

（１）　自転車の活用及び安全な利用に関する普及啓発に関すること。

（２）　北海道内におけるサイクルツーリズムの推進に関すること。

（３）　その他自転車の活用及び安全な利用に関すること。

（構成員）

第３条　連携会議の構成員は、別表のとおりとし、必要に応じて有識者、経済団体、ＮＰＯ等、検討事項に関係する者を出席させることができるものとする。

（事務局）

第４条　連携会議の事務局は、北海道総合政策部地域創生局地域政策課に置く。

（会議）

第５条　会議は、事務局が招集する。

（分科会）

第６条　第２条に規定する事項について個別具体に検討するため、必要に応じて連携会議の下に分科会を設置することができる。

２　分科会の組織、運営に関する事項は、分科会ごとに定めることができる。

３　分科会は、協議事項に応じて、合同で開催することができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項は、連携会議が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

北海道自転車活用等推進連携会議　構成員

北海道総合政策部地域振興監

北海道環境生活部くらし安全局地域安全担当局長

北海道保健福祉部健康安全局長

北海道経済部観光局誘客担当局長

北海道建設部土木局長

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全担当局長

北海道警察本部交通部参事官兼交通企画課長

北海道大学名誉教授（アドバイザー）

北海道経済産業局

北海道運輸局

北海道開発局

北海道市長会

北海道町村会

札幌市

（公社）北海道観光機構

（公社）北海道交通安全推進委員会

（公財）ツール・ド・北海道協会

（一社）北海道商工会議所連合会

（一社）シーニックバイウェイ支援センター

（一社）北海道バス協会

（一社）北海道安全運転管理者協会

（一財）北海道交通安全協会

北海道自転車軽自動車商業協同組合

北海道サイクリング協会

日本損害保険協会北海道支部

特定非営利活動法人ポロクル

特定非営利活動法人エコ・モビリティ サッポロ

SAPPORO BIKE PROJECT 合同会社